

障害者支援施設のご利用案内

京都市地域リハビリテーション推進センター

「障害者支援施設」は

- ◇高次脳機能障害のある市民の方を対象に、地域生活の実現に向けた支援を行っています。
- ◇障害者総合支援法に基づいて自立訓練（機能訓練・生活訓練）
 - ・施設入所支援サービスを提供しています。
- ◇自立訓練は、生活力の向上をめざした支援プログラムに基づき実施しています。
- ◇地域生活に有効な社会資源を活用できるよう、関係機関と緊密に連携しながら支援しています。

★高次脳機能障害とは？

脳梗塞などの脳血管障害や事故による脳外傷などで脳を損傷し、「物覚えが悪くなった」「気が散りやすく集中できなくなった」「物事の段取りが立てられなくなった」「ささいなことでも怒りっぽくなった」など、今までに見られなかった症状が現れることがあります。これらの症状を総称して、高次脳機能障害と言います（発達障害や認知症とは異なります）。

京都市地域リハビリテーション推進センター

障害者支援施設

〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町 30 番地

問い合わせ

高次脳機能障害者支援センター

（京都市地域リハビリテーション推進センター内）

電話 075-823-1658 F A X 075-842-1541

自立訓練（機能訓練）

身体機能の回復や基礎体力の向上を図り、自立した日常生活や社会参加につなげていけるように支援します。

プログラム内容

施設支援活動（学習・移動訓練・グループレクリエーション）、集団での運動プログラム・レクリエーションスポーツ、個別または小集団での理学療法・作業療法・言語療法訓練



自立訓練（生活訓練）

記憶や注意機能等の認知面やコミュニケーション能力等の向上を目的とした訓練や代償方法の獲得を図り、自立した日常生活や社会参加につなげていけるように支援します。

プログラム内容

レクリエーションスポーツ、認知リハビリテーション、グループワーク、個別・集団での言語訓練など



その他訓練等

家庭復帰や単身生活に向けた訓練等

- ・家事関連動作の評価と訓練
- ・福祉用具、住宅改造相談
- ・公共交通機関利用を含めた外出の評価と訓練

地域生活へ向けた支援

- ・在宅生活へ向けた相談支援
- ・ご家族への支援
- ・健康の維持や管理に関する支援
- ・障害福祉サービスの紹介

施設入所支援サービス

ご自宅からの通所による訓練が困難な利用者を対象にした施設入所支援（食事・入浴など）も提供しています。



食事の提供

利用者の身体状況を考慮し、栄養バランスを考えた食事を提供しています。行事食や選択メニューも実施しています。必要に応じ管理栄養士が栄養指導も行います。

※食事は、入所の方は、朝食・昼食・夕食の提供を、訓練のみ利用の方には昼食を提供します。

短期入所

平成27年10月から開始予定です。利用に関してはお電話でお問い合わせください。

日 課 表

時間		月～金	土日・祝祭日
午 前	7:00	起 床 洗 面	訓練はありません。
	8:00	朝 食 入所の方のみ	
	9:20	朝 礼 (通所訓練の方の来所時間)	
	9:50	プログラム 1	
	10:40	プログラム 2 (レクリエーションスポーツ)	
午 後	11:20	入所の方も、退所後の地域生活への移行に向け、できるだけ週末帰宅をすすめています。	
	12:00	昼 食・休 憩	
	13:10	プログラム 3	
	14:00	プログラム 4	
	14:50	プログラム 5 プログラム終了は、15時30分となります。	
	15:40	入 浴 入所の方のみ(月、水、金)	
	18:00	夕 食 入所の方のみ	
	22:00	就 寝	

* 1 コマのプログラム時間は 40 分です。プログラムとプログラムの間には、移動時間やトイレなどのために 10 分間の休息時間を設けています。

* 訓練時間は、入所の方も通所の方も同じです。

機能訓練・生活訓練ともに 1 日 5 コマ、週 25 コマの訓練が最大数です。

訓練プログラムは、個別支援計画を作成のうえ個人の課題により作成します。

通所の場合は、週 1 日から週 5 日まで利用者の希望に応じます。

* レクリエーションスポーツでは、卓球バレー、風船バレー、輪投げ、ボッチャなどの種目に取り組んでいます。

○利用手続きについて

① 問い合わせ

まずは、お電話でご相談ください。病院入院中の方の問い合わせもお受けします。

② 施設見学

施設見学を希望される場合もお電話でご相談ください。見学日程を調整させていただきます。

③ 施設利用を希望される場合

施設職員による面接，サービス等利用計画の作成，福祉事務所での手続き等が必要となります。

具体的には，面接担当の施設職員が相談させていただきながら手続きを進めさせていただきます。

なお，訓練を行うことが身体機能的に可能かどうか，高次脳機能障害の有無などを確認するための診断書の提出をしていただき，最終的な利用の可否を判断させていただきます。

利用対象者

- ◇ 18歳以上65歳未満
 - ◇ 高次脳機能障害（国基準）の診断書をお持ちの方
機能訓練については、肢体不自由の身体障害者手帳の交付を受けていること。
 - ◇ 原因疾患の治療が終了し、医療リハビリを終えられている方
 - ◇ おおむね日常生活が自立している方
 - ◇ 施設での集団生活が可能な方
- なお送迎サービスはありません。（家族送迎・介護タクシーなどの利用可）

利用定員

- ◇ 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 40名
 - うち施設入所支援 30名
 - 短期入所（空床利用） 2名
- 平成27年10月開始予定。 詳細はお問い合わせください。

利用期間

- ◇ 個々の課題や目標に応じて、利用契約期間を決定します。
- 利用期限（機能訓練：最長18箇月、生活訓練：最長24箇月）

利用料

- ◇ 利用者負担は、負担能力に応じた負担（応能負担）となっています。利用者の世帯における所得に応じて負担上限月額（前年の所得に応じて1年ごとに改定）が設定され、上限月額に至るまでは費用の1割を負担していただきます。
- その他、食費、光熱水費（入所の場合）等が必要です。

スタッフ

- ◇ 施設長・サービス管理責任者・支援員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
看護師・管理栄養士・心理判定員

その他

- ◇ 障害の原因となった事故、疾病に対する服薬等の医学的管理が必要な方は、主治医の確認をさせていただきます。
- また、入所の場合においても通院介助は、家族等に行っていただきます。